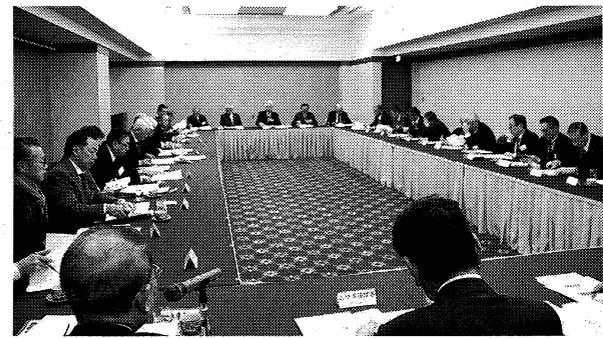


第5回通常理事会

賛助会員入会も決定
ブロック別意見交換会まとめ(案)など報告・了承

全国中小建設業協会は、告。その一方で、「昨年1月17日、東京・中央区も台風15号・19号などのコートヤード・マリオの被害の大きい災害が各地で相次いだ。全中建設として災害にどう対応しているか、課題を突き付けら

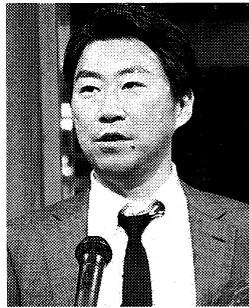


「建設分野における外国人材の受入れ」をテーマに講演した。平成30年に、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が公布された。新たな在留資格「特定技能」が創設されている。そして、人材を確保することが困難な産業で、一定の専門性・技能があり即戦力となる外国人を受け入れていく制度が構築された。建設分野も対象となっている。

田領司会長は、「昨年10月、全中建を代表して天皇陛下の即位の礼に参列する」という栄誉にあずかった。たいへん厳かな中で行われ、新しい時代の始まりを実感した」と報告した。報告は、理事

藤条聡労働資材対策室長は、「建設分野における外国人材の受入れ」をテーマに講演した。平成30年に、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が公布された。新たな在留資格「特定技能」が創設されている。そして、人材を確保することが困難な産業で、一定の専門性・技能があり即戦力となる外国人を受け入れていく制度が構築された。建設分野も対象となっている。

建設分野も外国人材受入れ



このあと、窮状打開に「このあと、窮状打開に」

「このあと、窮状打開に」

建設業振興基金の佐々木基理事長は、「これからの建設業と建設キャリアアップシステム」と題して講演した。建設キャリアアップシステムは、技能者の資格や就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積する仕組み。2019年4月から本格運用が開始された。しかし会員企業の中には、システムのメリットがよくわからず、登録を見合わせている企業も少なくない。



佐々木理事長は技能者と事業者の双方のメリットについて解説した。技能者のメリットでは、カード

キャリアアップ登録のメリット解説

リーダーにタッチすることで、①記憶を記録に変えることができる②記録が自動的に蓄積され、自分の実力を客観的に証明できる③これによって処遇改善の有力な証拠になる——ことがある。カードは4種類あり、④明確な目標ができてモチベーションが高まる⑤若い人が将来のキャリアパスを見通せる⑥退職金の積立が自動的に確実にできる利点もある(建退共が今年秋にも電子申請システム導入)。

理事会和協議員会の終了後には、懇親会も開かれ、来賓として参議院の佐藤信秋議員と足立敏之議員、国交省から青木由行土地・建設産業局長を始め幹部多数が出席した。

強靱化、継続・恒久的対策に



佐藤、足立参議院議員

改訂23版 工事歩掛要覧(建築・設備編) 令和元年9月発行. Includes a table of contents with categories like 建築工事, 電気設備工事, 空調設備工事, etc.

建設機械施工技術検定試験 合格への最短ルート! 令和2年度試験に対応!! 最新の試験傾向をふまえて改訂! 建設機械施工技術必携, 建設機械施工技術検定問題集.

令和元年度ブロック別意見交換会のまとめ

1. 目的

新・担い手3法が昨年6月に成立し、その中の改正品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の運用指針(発注関係事務の運用に関する指針)が令和元年10月に閣議決定、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けた諸対策が講じられている。これを踏まえ地方公共団体を中心とした地方自治体の対応状況を把握するとともに、会員が直面しているそれぞれの地域の現状や問題点について生の声を聞き、行政に反映することを通じて問題解決を図ることを目的に実施した。

令和元年度第7回目となる意見交換会は、国土交通省建設業課などの担当官が「建設業行政の最近の動きと課題について」をテーマに講演、「担い手確保(働き方改革、処遇改善)」「生産性の向上」「入札契約制度の概要」「品確法の運用状況について」「災害時における入札契約方式等について」など建設業における課題と取組方針について説明を受けたあと、同担当官に地方整備局の企画部・建設部及び営繕部の担当官を加えて意見交換が行われた。また、1昨年からブロック担当県・市の担当官へも出席要請をしており、各ブロックで県、市等の担当の方々に出席頂き意見交換を行うことができた。

2. 開催日及び会員団体(6ブロック、7会場、15団体)

Table with 3 columns: Region (e.g., 中部地区, 関東地区), Date, and Members (e.g., 愛知県土木研究会, 愛知県建築技術研究会).

3. 会員からの要望・意見(概要)

- 公共事業予算の確保等について
入札契約制度等について
積算関係について
契約関係(設計変更)について
ダンピング対策について
発注の平準化について
労務単価の引上げについて
週休2日制について
技術者・技能者関係について

■公共事業予算の確保等について

工事量の増大をお願いしたい。(愛知土木)
地方中小建設業者では、職人不足・人手不足・施工単価の高騰など、困っている業者が多い。解消するには、十分な工期や予算がある地方公共工事業案件が必要だ。(神奈川)
本県の社会インフラは、全国レベルから遅れている。また、南海トラフ地震への備えとなる太平洋岸の津波対策、中山間部の地すべり・土砂災害対策を着実に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も安定した公共事業予算を確保していただきたい。(高知)

《行政側の発言》

予算自体は地域の実情を考慮することが重要で、国の公共事業予算は、ここ数年微増で推移している。安定した予算の確保、願わくば少しずつ右肩上がりが見えれば、まずは持続的・安定的予算を確保できるように努めたい。
国の公共事業予算の中には、交付金や補助金という形で地方の事業の支援も含まれている。地方の公共工事の安定確保に努めたい。

■入札契約制度等について

愛知県では予定価格は事前公表となっている。事後公表が望ましい。(愛知建築)
京都は中小零細企業が多い。我々の会員の大半は京都府や京都市からの仕事で国土交通省の仕事をしている企業は、2社程度しかない。総合評価は書類が多く京都の業者には難しい。発注ロットを小さくするなど、もう少し緩和していただきたい。(京都)
PFIに対する営繕部の対応を伺いたい。PFI事業は民間活力を利用して、より安くということだが、現実には叩き合いになっている。市町村の実態をぜひ見て頂きたい。(山形)

《行政側の発言》

国交省としては、予定価額は事後公表が基本と考えている。
発注ロットを小さくするなどの要望だが、Dランクも出すように各事務所には指導している。書類がしんどいとの意見があるかもしれないが、京都府や京都市の工事を受注できるのであれば、国交省の工事も、そんなに難しいものではない。チャレンジ型など、実績がなくても参加できる工事もある。
PFIについては、個別案件ごとに検討している。総額10億円以上、延べ床面積が15,000㎡以上の案件で導入の検討をしている。

■積算関係について

小規模工事のICT建機施工の設計単価が、現場サイドと比べると大きく乖離している。土工事でいえば、5,000㎡以下の細分化した土量の積算基準の設定が必要ではないか。(愛知土木)
三次元施工管理・出来形管理、三次元データの納品は建設費に含まれるとあるが、相当な費用が発生し現場と積算が合っていない。別途計上か見積りにするなど、積算の見直しを検討いただきたい。(愛知土木)
歩掛りの計算式は数十年も変わっていない。時代に即して見直す必要があるのではないかと。(東京)
交通誘導員の単価が市場価格を反映していない。単価の高騰に追いついていないため、予算不足となっている現実がある。早急な単価の見直しを。(横浜)
平成30年度に積算基準等を改定し、一般管理費等率を改訂していただいた。しかしその頃は本社経費の実態が変わってきている。継続教育(CPD)と建設キャリアアップシステムの負担増がある。(香川)
施工パッケージ積算で乖離があると思われる工種に場所打擁壁工(2)が考えられる。ぜひ見直しをお願いしたい。(香川)
小規模工事は、設計積算と実施工で乖離するケースがある。小型機械施工への補正と無筋・鉄筋構造物コンクリート打設、場所打ち擁壁工において、実態に即して見直しをお願いしたい。(高知)

《行政側の発言》

積算は全国基準で行われている。土量の積算については、施工合理化調査の結果をもとに基準をつくってきた。小規模工事は効率が悪いため、積算上の補正や積算区分がある。今年度から5,000㎡以下の区分が新設された。
施工管理・出来形管理も全国基準によって行われている。現状は経費がかかるという指摘については、本省に伝えたい。
歩掛りの指摘については、頭の中に入れておきたい。
交通誘導員の単価は上昇しているが、現場に行き渡らないと意味がない。賃金水準の向上によるよう、事業者団体にも適切な賃金水準の確保をお願いしている。実態把握に努めたい。同時に全国的な話でもあり、本省とも協議しながら検討していきたい。
一般管理費については、調査を基に設定している。まず、直近の実態を把握することが重要である。その上で必要があれば改正することになる。
積算に使用する歩掛りについては、施工等合理化調査をもとに決定している。指摘については、関係部局に報告したい。
小規模工事の積算については、香川県中小建設業協会からもご指摘いただいた。本省に上げさせていただきたい。

■ダンピング対策について

低入札価格調査基準は、0.70~0.90を0.75~0.92へ引き上げていただいた。大変ありがたいが、できれば100%近くまで持って行っていただきたい。京都市では地元業者の育成のために、ランダム係数を導入し、最低制限価格が上がるような取組をされている。(京都、みやぎ)
調査基準の範囲を引き上げてもらう計算式が変わらなければ、上がった感じがしない。品質確保と下請業者を保護する観点から、直接工事費は、97%から100%にすることを強く要望する。(香川)

《行政側の発言》

低入札価格調査基準は順次引き上げてきた。92%で十分ではなく、さらなる引上げをという意見は頂いている。重要なことは、適正な利潤を確保するような競争環境を整えるための方策は何かということである。ランダム係数については、意見を持ち帰る勉強したい。
基準価格については、近年の施工実態と会計法に照らし合わせながら決めていくが、いただいた意見については、本省の関係部局と調整したい。

■発注の平準化について

発注時期の平準化を進めていただきたい。(京都)
平準化の機運が高まってきたのはいいことだが、雪国では季節がいい時期に工事を始められないことがある。時期を考えた発注をしていただきたい。(山形)
年間を通じた切れ目ない発注、施工時期の平準化について、一層の推進を頂く

とともに、市町村にまで浸透が図られるようご指導をお願いしたい。また、工期については、地域特性(地形や気候)も考慮いただき、余裕ある設定をお願いしたい。(高知、広島)

《行政側の発言》

施工時期の平準化についても、どのような工事を発注していくかという見直しを定期的に公表している。これまでは発注機関が個別に公表していたが、市町村も含めて統一し、公表するようにした。たとえば国交省の工事も京都市の工事も、一つの画面から辿っていくことができる。見直しを見ながら、自社の平準化になるような時期を選んで、工事に挑戦できるのではないかと。
平準化だけではダメで、発注時期も大切であることはよく受止めたい。
四国では全国で唯一、管内全自治体が入って議論する会がある。こうした場で平準化を要請している。市町村でも取り組みを始めた。

■労務単価の引上げについて

労務単価は7年連続で引き上げていただいたが、20年前の水準に戻ったというのも事実だ。働き方改革はもちろん大事だが、労務単価が一番のネックである。単価を上げていただければ、若者の入職などさまざまな問題が解決する。京都の単価は他より高いといわれるが、25,000円くらいまで上げていただかないと、京都では食べていけない。(京都)
労務単価を10%くらい上げないと、週休2日制は実現しない。収入が多くなると、若者は建設業に入ってきてくれない。単価の引き上げに合わせて、給料を上げる施策を考えていただきたい。(山形)
設計労務単価は年々上昇しているが、東京都は高知県の1.26倍の単価になっており、地域間格差が顕著となりつつある。地方部から都心部への人材流出改善のためにも、地方部の単価改善を思いきった対策をお願いしたい。(高知)
道路工事の場合、警察から使用許可が下りるのは9時から16時までだが、設計労務単価の補正の割増はいただけない。改善のための指導をお願いしたい。(香川)
労務単価は1.05倍に見直しをいただいたが、1.20倍となるようさらなる見直しを行っていただきたい。(広島)

《行政側の発言》

新3K産業を目指して取り組んでいるが、そのためには労務単価は重要だ。引上げに、本気でしっかり取り組んでいくことは変わらない。
労務単価は、毎年の実態調査を基に設定している。労務費調査で実際に払っている実態があれば反映されることになる。地域性については、担当部署に報告したい。
補正係数は、大手も中小も含めた実態調査に基づく数値になっている。道路使用許可と設計労務単価の補正割増については香川県とも調整していきたい。

■週休2日制について

週休2日の補正係数1.05だと賃金は下がる。すると離職率がさらに上がり、なり手がなくなる。中小に配慮した係数を。(神奈川)
建設業でも各職種で年収モデルをつくる必要がある。(神奈川)
補正係数は、本来は1.20になるはず。労務費調査をもとに補正係数を決めていることだが、大手と中小では稼働実態が違ふ。大手と中小の現場を区別して調査していただきたい。小規模工事では段階的に1.20~1.50の係数にすべきではないか。(東京、神奈川、高知)
「週休2日制確保モデル工事」は現在、試行という形で発注されているが、人材確保・価格・工期的に厳しい案件が多い。将来の本格運用のためにも、必要な補正係数を乗じた上で、年度末の工期設定にこだわらず、工期を4月末、5月末に設定した案件を、積極的に発注していただきたい。(神奈川)
何のための週休2日なのかを第一に考え、導入していただきたい。入職者を増やすための導入か、離職者を増やすための導入か。働く人がいなくなれば、間違いなく建設業は衰退産業になる。(横浜)
意見交換の中で意識の違いのようなものを感じる。担い手を確保したい我々は、週休2日制一つをとっても納得できないものがある。補正係数1.05ではとても経営できない。本気で議論していかないと、週休2日も生産性向上も、ましてや担い手確保は掛け声だけに終わる。ご検討をお願いしたい。(本部)
国では4週8日達成の際には、労務費で5%の補正が加えられるが、地方自治体への浸透が進んでいない。また労務単価や補正の引き上げも不可欠。加えて、労務単価を一定水準の年収に設定するなど、単価設定のあり方を見直すなどの検討をお願いしたい。(高知)
長時間労働の是正や週休2日の推進は、経営側ではなく現場で働く従業員・下請業者から「仕事の進行を阻害する」と疑問の声が多数出ている。疑問の声との整合性に関して、どのように考えておられるのか。(広島)

《行政側の発言》

補正係数は、毎年、公共工事労務費調査をもとに実態を調べ、積算基準の率を見直し改訂している。平成30年度は、週休2日の導入と休日拡大に伴う手当の実態を把握するための調査を追加した。こうした調査に基づいて係数を決めている。大手と中小では違うのではないかと指摘は、初めて聞いた。担当部署に報告したい。
週休2日制確保モデル工事の工期の関係では、平準化を進め計画的発注に努めている。状況に応じて繰越制度や二カ年国債を活用し、適切な工期設定をした。
週休2日の導入で働き手がなくなるとすれば、本末転倒になる。この点を念頭に置きながら検討していきたい。
地方整備局と四国四県の協議があり、その中のテーマの一つになっている。また市町村が入った協議体があり、年度末に合点が予定されている。その時に要請したい。
週休2日が仕事の進行を阻害するという疑問に、明確な回答は厳しいし、課題はいくつもあるが、ICT施工や施工の平準化などにより、少しずつでも改善していきたい。

■技術者・技能者関係について

民間の求人情報会社を介した求人費用は、数十万円から数百万円と高額だ。採用に至らなかった場合は、その全てが無駄な出費になる。国土交通省や建設業技術者センター、建設キャリアアップシステムを導入する建設業振興基金等で保有・蓄積しているデータを活用し、就職・転職を希望する技術資格保有者や技能労働者と、人材を採用したい中小建設業者等をマッチングさせる仕組みを創設できないか。(神奈川)
国交省は多能工を推進すると聞いている。京都では、昔から一人でも何種類もの職を持っている多能工が多かった。小さく細かく仕事が多く、多能工にならざるを得なかった。今後、多能工が必要となれば活躍できると思う。(京都)
若者の建築系学科を専攻する生徒が年々減少していることに加え、収入も低く魅力を感じていないのが実情だ。収入増の対策や魅力ある施策などがあればお聞かせ願いたい。(みやぎ)
求人をしてもらえない人が集まらない。たとえ新規で雇用しても数年後・復旧工事が終わったら、また公共工事が減少することから予想されるため、雇用に継続できるか不安があるが、労働者派遣法で建設労働者の派遣は禁止されているが、何らかの緩和措置をしていただきたい。(広島)

《行政側の発言》

就職・転職を希望する人と、採用したい中小建設業者等をマッチングさせる仕組みの創設は、建設キャリアアップシステムを普及させるためにも、面白いアイデアとは思いますが、個人情報の取り扱いに注意する必要がある。難しいところはありますが、一つの提案として受け止めます。
多能工については、いろんな技能をもっていると効率的になる一方で、いかに適正な評価や賃金・処遇と調和させるかが課題だ。多角的な面からの検討が必要だが、一定程度必要かどうかについては聞きたい。
若者に入職してもらうための取組でもあるが、技術者については技術検定制度を改定し、技士補を創設することになった。これまでは、学科試験と実地試験に合格しなければ、技士として現場で活躍できなかったが、改定後は第一次検定に合格すれば、技士補の資格を経て現場に出ることができる。
建設労働者の派遣は、現在は法律で禁止されている。課題として認識したい。

■建設関係について

週休2日制に当たって現場管理費・一般管理費・労務費・機械経費等の補正係数を1.05にしたが、建築工事は労務費だけの補正になっている。(南多摩)
建築一式工事で、施工体制の複雑さ、自然・地形・環境条件などから受ける制約が品質・効率に大きく影響するため、時間の制約による現場管理者への負担は大きな問題である。十分な工期・予算確保や提出書類の軽減・簡素化をお願いしたい。(神奈川)
週休2日制・長時間労働の削減には、発注者・設計者にも十分理解していただきたい。建築一式工事で、監理に入った設計事務所によっては、時間や工期を考慮しないとの声もある。働き方改革には、発注者・監理する設計事務所・請負者の三者の意識改革・努力が必要だ。(神奈川)
建築で価格や工期に影響があるのは、設計事務所である。建築士の団体に実情を伝えながら働きかけていただくとありがたい。(山形)

《行政側の発言》

建築工事については、最初から週休2日の工期設定をしている。現場管理費などの経費も週休2日を前提としており、補正の必要はない。労務費だけは、実際に働いた日数に基づいて補正することにした。

・建築一式工事の場合、以前は工期末になると、設備にし寄せがいき、工期が厳しくなる傾向にあった。現在では、たとえば空調設備の試運転なども加味して工期を設定しているため、以前よりは改善されていると思う。提出書類には国の統一基準があり、標準書式を制定している。ホームページにて公開し、ダウンロードできるので、活用していただきたい。工事書類を例にすると、工事が始まった時に、設計事務所も含めた3者で工事書類の提出する内容を決め、簡素化するようにしている。

■提出書類の簡素化について

・建設業の時間外労働規制が見直され、罰則付きの労働時間の上限規制が設けられた。書類の作成には専門知識が必要で繁忙期には職員を確保できない。書類をもっと減らしていただきたい。地方公共団体に指導周知徹底をお願いしたい。(愛知土木、南多摩、神奈川、みやぎ、高知)

《行政側の発言》

・だいぶ減らしたと思うが、まだ多いとの声は聞く。具体的に教えていただくとありがたい。紙ベースはできるだけやめて電子化して納品してもらおうと努めている。工事自体の書類は簡素化してきたと思うが、安全管理に関する書類が関係法令で決まっています。削減されていない現実がある。書類の簡素化では、ガイドラインをつくり取り組んでいる。いろんな書類を添付しても、成績として評価しないといったことを明記した。発注者協議会などを通じて各自自治体に情報提供し、書類の簡素化に努めたい。

■I-Constructionについて

・地元の中小は、ICT施工の経験はほとんどなく、初期投資が高額なこともあって、導入に至っていない。小規模工事を対象に小型のICT建機を使った実践的な研修をお願いしたい。また、地方公共団体によってICTの取組には温度差がある。(愛知土木)

・ICT機器等の導入には数百万円の費用がかかり、中小が自社で購入するのは難しい。補助金等で8割くらい賄えるような仕組みを考えていただきたい。また、三次元データの作成をコンサルタント会社に依頼する場合の費用も高額である。設計段階から三次元測量などを行っていただき、受注者の負担軽減を。(愛知土木、南多摩)

・小型のICT建機が全国的に少ない。小規模工事の現場でスムーズに確保できるか心配だ。(愛知土木)

・ICT施工にはメリット・デメリットがある。ICT施工にあたっては、以下のような点の改善を希望する。(横浜)

① ICT建機が情報を得るための基準局を、日々据付け・設定を行うが、その基準局のバッテリーの交換を一日3回ほど行うため、手間がかかる。基準局等の設備向上を望む。

② ICT施工を希望してから3次元設計データの作成までの期間内に、ブロック積等の構造物の変更があった場合、基礎深さ及び背面掘削線等の変更を反映させることが難しい。3次元設計データの変更もできると良い。

③ ICT施工に係る費用は、通常施工と比べて初期費用・機材費(基準局・管理システム等)・機械費・出来形検測費用等が高額になる。

④ 「ICT活用工事積算要領」による計上費用では、賄いきれない。

⑤ ICT施工の導入により、通常より多くかかる費用は、適正に計上していただきたい。

⑥ ICT施工の導入には、初期設定(発注者への提案・協議から3次元起工測量・3次元データの作成)に約2カ月を要する。

⑦ ICT施工導入の初期設定期間(約2カ月)を、工期に反映してほしい。また今後は、ICT建機の位置情報取得の向上により作業開始時の初期設定をより簡単にできるようにすること、ICT建機を普段使いしついでいけるよう、建機の損料費等を改善すること期待する。

・ICTは中小の工事現場での活用が図られることも少なく、費用対効果が分からない。中小の工事現場におけるマシンコントロール建設機械導入の費用対効果を示していただきたい。(広島)

・他の先進国と比べて日本の労働生産性は低い。設計段階から生産性を考慮して頂きたい。欧米の土木工事は、殊な施工機械が多く見られ、その工種専用の機械が使用され効率よく施工されている。(広島)

・今後のICT活用に関わる予定や施策をご教示いただきたい。(広島)

《行政側の発言》

・普及へ向けて現場見学会や講習会等を実施してきた。ICTアドバイザー制度も設けており、どんどん利用してもらいたい。発注者向けの研修会も県、市町村に広げて実施している。

・いくつかの補助金・助成金があるので、ICT機器等の導入に活用していただきたい。

・小型のICT建機が少ないという点については、これまであまり深く検討されていないので、そのような状況があるのなら、早く情報をいただきたい。

・基準局の設備向上、設計変更時に設計データに反映させることの難しさなど、把握していない指摘があった。情報提供を受け止めて、勉強していただきたい。初期設定を簡単にすること、建機の損料費等の改善については、実態を把握しながら期待に添えるよう検討していきたい。

・中小現場のICT導入で費用対効果を示した資料はない。意見を参考にしたい。

・2次製品を設計段階から取り入れるような工夫はしている。またNETIS技術を積極的に活用するように取り組んでいる。標準的な設計になるため、特殊な機械の採用は難しいものがあるが、特殊な工事では採用する必要があるのではと考える。

・ICT工種は4工種だったが、新たに5工種を増やして9工種になった。今後は深層混合処理などを導入していきたい。ICT施工は大規模工事のイメージがあるが、小規模工事へ導入も必要だ。

■建設キャリアアップシステムについて

・建設キャリアアップシステムの導入にあたっては、以下のような課題や認識が現場にはある。改善していただきたい。(横浜、一部広島)

① 協力業者は、総論ではシステム導入のメリットを理解しているが、具体的な利益に結びつかないと考え、二の足を踏んでいる。

② システム普及の実感がなく、様子見をしている協力業者が多い。

③ すべての事業者、現場がシステムに登録しなければメリットを享受できないので、必要性を感じられない。

④ 協力業者の下請業者等は、システムの登録申請等の業務ができない業者が多いため、全て一次下請業者の代行となり、事務負担の増大が懸念される。

⑤ カードリーダー等を設置できない小規模現場等では、作業する技能者の扱いが不明である。

⑥ 技能者が会社を移る場合に、情報の更新が技能者及び協力業者の負担になることが懸念される。

⑦ 協力業者が、技能者登録のための個人情報を技能者に依頼しても、情報の提出ができない技能者がいる。

⑧ 登録しない協力業者が多かったり、協力業者が現場への情報登録を怠ったり、あるいは技能者登録していない技能者を使用した場合、逆に手続き等が煩雑化する懸念がある。

・約15万人の登録があるとのことだが、全体から見ればわずかにすぎない。山形県建設業協会も取り組んでいるが、それほど進んでいないようだ。(山形)

・グリーンサイト、キャリアアップシステム、建退共の申請が電子化と紙媒体の両方で行っており、負担が大きい。(みやぎ)

・中小の建設会社や多能技能者が請負金額や賃金の向上になるようなメリットを感じられるシステムにしていただきたい。(広島)

・技能者のレベルを4段階に分けているが、何を基準にレベル分けされるのか。(広島)

・難易度により技能者のレベルが違えば、設計積算上の労務単価は、どのように積算されるのか。(広島)

・高位に評価された技能者が他の専門工事業者に引き抜かれる懸念がないのか。(広島)

・「技能者を雇用する事業者の施工能力の見える化を進める枠組みを検討」とあるが、技能者の処遇改善策がその一環だと認識している。能力評価制度によるレベル分けは、評価基準の半分が各企業での判断となっているため、処遇改善は事業者の裁量ではないのか。そうした場合、技能者へのメリットは少なく、レベル分けを参考とした技能者の適切な処遇の実現は難しいと思う。(広島)

《行政側の発言》

① のメリットの点であれば、原点に立ち返ると、一義的には担い手となる技能労働者の確保が第一である。担い手の確保を通じて、建設産業全体のインフラとして整備することが原点としてある。また、生産性向上や現場管理にも効果がある。こうした方向性や目的は共有したい。

③ については、技能労働者だけでなく、元請も含め現場で働く全ての企業の労働者が参画することで、担い手確保と生産性向上に資する効果が発現される。まず普及を図ることが大事である。それぞれの立場で、どんなメリットが必要になるかを考えて取り組むことが重要だ。

⑥ についても承知している。将来的には、共有のインフラとして、小規模現場を含めてカードリーダー等の設置を進め、経験・実績が蓄積される方向性をめざすべきである。問題意識を共有して推進していきたい。

・建設キャリアアップシステムは担い手確保のための制度インフラと位置付けている。やらなければならないという強い決意を持って推進を図っている。

・電子化を進めていくよう指導している。今後は電子化をさらに進め負担を少なくして効率化していきたい。建設キャリアアップシステムシステムが普及していけば、最終的には効率化に繋がっていくのではないかと。技能者だけでなく事業主のメリットも必要と思う。意見として受け止めたい。事業者のメリットについては、議論はまだ不十分などところがある。現場管理が効率化し簡素化できれば大きなメリットになると思う。

・技術者のレベルは、職種ごとに専門団体に基準を作ってもらい、国土交通省が認定するかたちをとっている。

・直ちに単価のレベル化まではいけないが、積算上、どう反映させるかは将来的には重要。

・引き抜きの問題を懸念する声は伺うが、稼働中の現場の技能者の情報は、元請は見ることができるとは、他は事業者と本人の同意が必要になるので、一定の抑制効果はある。

■働き方改革関係について(一部再掲)

・働き方改革には、余裕のある工期設定、施工の平準化、書類の簡素化等が必要だ。地方公共団体等への指導もお願いしたい。(全団体)

・現場の作業員は週休2日になっても、大雨などで発注者から現場を見て来いといわれると休めない。国で何らかの指針を作っていただきたい。(南多摩)

・働き方改革は建築でもいづれ大きな流れになる。重点項目として取り組んでいるが壁は高い。長時間労働の是正は特に難しい。働き方改革の一番のネックはコストにある。しかも工期が厳しい。(山形)

・助成金を使った民間工事があるが、完成時期が決まっています。もともと工期が非常に厳しい。山形では積雪が2mにもなる場所があり、工期への影響は甚大で働き方改革どころではない。いいアイデアがあったら伺いたい。(山形)

・働き方改革や新・担い手3法を促進し現実化するためには、企業経営の安定化が絶対要件となる。実勢労務単価の見直し並びに共通及び一般管理費の引上げをお願いしたい。(みやぎ、広島)

・働き方改革や担い手確保を考えた時、労働時間が減る中で賃金を確保する体力は、中小にはない。労務単価を上げるだけでなく、経営が安定する施策を講じていただきたい。経営が安定すれば賃金も休みも確保でき、新3K産業をめざす取り組みも可能になる。(本部)

・工事受注後、支障物件や用地の関係で速やかに工事着手できないことが多々ある。(広島)

《行政側の発言》

・雨の日の件については、現場の実態を調査している。

・民間が厳しいというのは承知している。工期については、法的に義務付けられない難しさがある。適正な工期設定等のためのガイドラインを作成し、民間業者にも活用するよう要請している。新・担い手3法が施行され今後、普及・浸透させていく中で、民間にも波及させていきたい。発注コストについては、労務単価の徹底などをお願いしている。できることから民間発注工事の波及を推進していきたい。

・助成金を使った民間工事については、発注の平準化が図られるといい。また、繰越や国債の活用ができれば、かなり改善されるものと考えている。

・一般管理費等は、実態調査を基に反映している。労務単価についても、毎年10月に公共事業労務費調査を実施して引き上げてきた。低入札の基準価格もやはり実態を調査した上で、基準の見直しを行っている。ご理解をいただきたい。

・働き方改革の上でも、条件を整えて発注することが大切だ。事業管理をしっかりやり情報共有し、発注段階でこうしたことが起こらないようにしたい。すぐ工事できない場合は条件を明示し、発注手続きの中で公表して進めていくことを検討している。

■新・担い手3法について

・発注者責任のあり方をもっと明確にしていきたい。罰則規定も必要ではないか。(東京)

・前回の担い手3法もそうだったが、地方自治体の発注者は、内容について理解されていないことが多い。新・担い手3法等を含め、国がしっかりと地方自治体に、内容の周知徹底をお願いしたい。(南多摩)

・若者の担い手を確保するためには、土木・建築、官民を問わずイメージアップを図る必要がある。(山形)

《行政側の発言》

・罰則規定については、主体が公共の自治体であり、法的にはハードルが高い。まず当面の取組として、平準化の進捗と取組の状況がわかるように「見える化」することが重要だ。

・新・担い手3法の周知徹底については、積極的に対応していく。発注者協議会や都道府県との意見交換などを通じ、浸透を図りたい。取組が遅れている所には、直接働きかけていく。

・担い手確保のためのイメージアップは確かに大切だ。技術者については、なるべく早く資格試験を受験できるように取り組む一方、技能者については、工業高校等での魅力発信プロジェクトを建設業振興基金で実施している。

■災害対応について

・災害対応で一時中止している現場、作業員を減らした現場があり、今後の工期内完成に不安がある。災害復旧工事の発注者の証明等で、工期や金額など柔軟な対応をお願いしたい。(神奈川)

・防災協定の締結について、自治体への指導して頂けるとありがたい。(山形)

・想像をはるかに超えるような災害(降水量)において、決壊した河川構造を以前と同様に復旧しても、将来安心して生活できる保障がないと感じている。国土交通省として、今後の災害対策と被災地の再建計画をどのように考えているのか。(みやぎ)

・全国的に過疎化が進む地域に対してどのような対策・方向性を考えているのかお聞きしたい。(みやぎ)

・西日本豪雨災害の発生後、県下では慢性的な技術者・技能者の不足が続いている。技術者は兼務制限が緩和され、若干は解消されるかもしれないが、技能者の不足は、特別に対策を講じられているとは感じられない。入札不調の要因の一つとして、技能者不足による労務調達の問題があるかと考えると、今後どのような対策を講じられるのか。(広島)

・平成30年の豪雨災害から1年を経た令和元年8月末時点での完成率は、県発注・町発注ともに15%未満だ。国の補助が適用される3年間での完了は困難と思われるため、適用される期間を5年に延長していただきたい。(広島)

《行政側の発言》

・発注者と協議して一時中止の手続きを取っていただきたい。場合によっては、工期や金額も変更できるようになっている。発注者とよく協議していただきたい。

・災害復旧における一時中止や随時的な活用は、災害の都度公共発注者には通達・事務連絡してきており、これに加えて、現場の環境が発注者と少しでも円滑に協議できるように、10月21日付で受注側の各建設業団体にも通知した。活用していただきたい。

・防災協定は大変重要だと思う。19号台風でも、自治体からブルーシートの要請があり、協定を結んでいる建設業協会が緊急対応してくれた。

・災害復旧は、原状復旧が基本だが、想像を超えるような災害には、改良復旧という手段もある。これらを組み合わせて対応していくことになる。

・過疎化が進む地域の対策・方向性については、基本的には国土交通省が所管する施設があれば、復旧するという前提で取り組んでいる。

・災害時の被災地対策で言えば、遠隔地から人材を確保する場合、積算に配慮するといった取り組みがある。

・不調が発生した場合には、資料をダウンロードした企業や県の建設業協会に話を聞くようにしている。本格的な対策は難しいが、労働者が空く時期などを教えていただきたいながら、それに合わせて発注するといった対応をしていきたい。

■その他(外国人労働者等)

・外国人労働者受入れに当たって、技能労働者の研修工種に、土木工事で採用できるように、たとえば多能工などの土工としての研修範囲を広げていただけないか。(南多摩、広島)

・外国人労働者の受入れについては、窓口を自治体で一本化してくれると、受け入れやすいと思う。(神奈川)

・外国人労働者の受け入れに対して、会社の規模での人員制限があるので見直しが必要ではないか。(みやぎ)

・外国人労働者は必要だと思うが、その前に日本人の若者を入職させる施策をお願いしたい。さらに安全教育も必要だ。外国語訳の建設業テキストなどがあると社内教育がやりやすい。(みやぎ、広島)

《行政側の発言》

・建設業の法体系には多能工という枠がなく定義・位置付けも明確ではない。現状では難しいものがあるが貴重な意見なので、担当部署に話をしたい。

・出入国在留管理庁の施策として「外国人受入環境整備交付金」があるが、この中で一元的な相談窓口が整備されると聞いている。手元資料だと、現在111団体に交付されている。相談窓口の一元化には、われわれも期待している。

・令和元年7月に制度が改正されたが、常勤職員数を超えないこととなった。改正によって影響を受けるのは、常勤職員数が9人未満の企業で、10人以上だと今まで以上に受け入れることができる。

・まず日本人の若者に入ってもらいたくことが基本だ。そのためには建設キャリアアップシステムが必要になる。外国人の安全教育の必要性については、貴重な意見を伺った。担当部署に伝えたい。

以上

令和元年度 人材確保・育成対策等に係る実態調査結果

令和元年10月～12月にかけて、全中健会員団体の傘下会員企業を対象に「新担い手3法における発注者責任の浸透状況」、「新規正規社員の採用・離職状況」、「外国人労働者の状況」、「時間外労働時間の状況」、「週休二日制の取り組み状況」等の実態アンケート調査を実施しました。

その集計結果は以下のとおりである。

○基本的事項

調査対象数 約2,248社
 有効回答数 680社 回答率：30.2%
 事業の種類 土木：62.1%、土木・建築：27.2%、建築：7.6%
 資本金 2千万円未満：11.3%、2千万円～1億円未満：81.6%
 従業員数 10人未満：21.0%、10～50人：61.9%、51人～100人：10.1%
 完成工事高 1億円未満：5.3%、1億円～10億円未満：57.6%、10億円～：34.7%

1. 予定価格の公表時期について

(平成31年4月以降に会員企業が受注した工事に係る発注者別予定価格の公表時期の状況)

「受注件数」のうち、事前公表は58.5%、事後公表は33.4%とほぼ昨年の構成割合に変化はなかった。

「事前公表」では、都道府県、市町村が99%と昨年と同様に地方公共団体発注であった。

「事後公表」では、国が17.8%、都道府県が26.3%、市町村が55.9%、と市町村の占める割合が高かった。

区分	受注件数		事前公表		事後公表		非公表	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
国	328	7.0%	19	0.7%	280	17.8%	29	7.5%
都道府県	1,848	39.2%	1,341	48.7%	414	26.3%	93	24.2%
市町村	2,536	53.8%	1,395	50.6%	878	55.9%	263	68.3%
計	4,712	(100.0%)	2,755	(58.5%)	1,572	(33.4%)	385	(8.2%)

2. 担い手3法について

①適正な予定価格の設定について(回答：社数(件)複数回答可)

「適正ではない」との回答が、地方公共団体の都道府県では64.4%、市町村が71.7%と前年と同じく高い割合を占めている。回答では「歩掛を見直してほしい」が最も多い。

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	159	47.9%	275	35.6%	247	28.2%	681	34.4%
適正ではない	173	52.1%	497	64.4%	629	71.8%	1,299	65.6%
適正利潤の確保を意図した設定になっていない	60	18.1%	160	20.7%	231	26.4%	451	22.8%
歩掛を見直してほしい	71	21.4%	210	27.2%	242	27.6%	523	26.4%
一般管理費を見直してほしい	42	12.7%	127	16.5%	156	17.8%	325	16.4%
合計	332	(16.8%)	772	(39.0%)	876	(44.2%)	1,980	(100.0%)

その他の意見

- * 国の積算基準では、市町村の小規模修繕工事において利益確保ができない。
- * 小規模工事の施工単価を数量に合わせた単価に見直してほしい。少額工事の経費率を上げてほしい。
- * 施工数量(規模)に合った歩掛りを採用していない場合がある。
- * 標準歩掛りの1日当り施工量に満たない小数量の歩掛りを適用してほしい。
- * 骨材、生コン、交通誘導員等の設計単価が市場と乖離している。

②最新の積算基準の適用について(回答：社数(件)複数回答可)

「適正ではない」との回答が、都道府県が73.4%、市町村が80.3%と前年と同じく大半を占めている。具体的な意見は「資材・価格・単価を見直してほしい」が最も多い。

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	143	39.9%	235	26.6%	205	19.7%	583	25.5%
適正ではない	215	60.1%	649	73.4%	836	80.3%	1,700	74.5%
労務費等を実勢価格にしてほしい	64	17.9%	179	20.2%	211	20.3%	454	19.9%
積算方式を見直してほしい	36	10.1%	131	14.8%	167	16.0%	334	14.6%
資材・価格・単価を見直してほしい	70	19.6%	210	23.8%	266	25.6%	546	23.9%
積算基準を明示してほしい	45	12.6%	129	14.6%	192	18.4%	366	16.0%
合計	358	(15.7%)	884	(38.7%)	1,041	(45.6%)	2,283	(100.0%)

その他の意見

- * 設計変更等で工期延長の場合の共通仮設費、現場管理費、一般管理費について、延長工期に見合った計上など、適切な設計変更をしてほしい。
- * 施工規模、地域に合わせた資材価格の検討をしてほしい。
- * 施工個所の距離的考慮があれば良い。
- * 交通誘導警備員の単価の見直しをしてほしい。
- * 市町村の積算では、工事予算に合わせて経費率等で調整して発注されている場合がある。
- * 週休二日制の現場に取り組む場合は、労務単価を上げてもらいたい。

③適正な工期の設定について(回答：社数(件)複数回答可)

「適正ではない」との回答が、地方公共団体の都道府県が80.4%、市町村が83.2%と前年と同じく大半を占めている。その回答のうち具体的な意見である「発注を平準化してほしい」が最も多い。

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	111	32.0%	184	19.6%	172	16.8%	467	20.2%
適正ではない	236	68.0%	756	80.4%	852	83.2%	1,844	79.8%
発注時期に問題がある	56	16.1%	177	18.8%	218	21.3%	451	19.5%
速やかに着工できる準備をしてほしい	71	20.5%	206	21.9%	202	19.7%	479	20.7%
現場の季節・風土に考慮してほしい	45	13.0%	131	13.9%	148	14.5%	324	14.0%
発注を平準化してほしい	64	18.4%	242	25.7%	284	27.7%	590	25.5%
合計	347	(15.0%)	940	(40.7%)	1,024	(44.3%)	2,311	(100.0%)

その他の意見

- * 「週休二日制」を本格的に導入する場合は、現状の工期設定の1.2倍から1.3倍は必要になるのではないかと。
- * 施工にあたり設計内容や地元との協議などの未確定事項が多すぎるため、工期が足りなくなることがある。
- * 工程上年度内施工が厳しい時期に、年度内完了工事の発注するのは結果として不調の大きな原因となることがあるので、やめてほしい。市町村発注工事において年度繰越手続きの簡素化などにより繰越手続きを敬遠することなく、年度末工事の集中による負担を減らしてほしい。
- * 直ちに工事着手ができないにもかかわらず技術者の選任を求められるが、着手時期を明記して配置予定技術者の配置時期を明確にしてほしい。

④適切な設計変更について(回答：社数(件)複数回答可)

「適正ではない」との回答が、国、地方公共団体がともに前年と同じく大半を占めている。その回答のうち具体的な意見である「監督員によって対応が異なる」、「変更による予算増を認めてほしい」が多い。

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	146	43.7%	220	23.6%	193	17.5%	559	23.6%
適正ではない	188	56.3%	713	76.4%	911	82.5%	1,812	76.4%
設計変更に応じてほしい	35	10.5%	156	16.7%	215	19.5%	406	17.1%
工期延長に対応してほしい	28	8.4%	109	11.7%	165	14.9%	302	12.7%
監督員によって対応が異なる	66	19.8%	247	26.5%	265	24.0%	578	24.4%
変更による予算増を認めてほしい	59	17.7%	201	21.5%	266	24.1%	526	22.2%
合計	334	(14.1%)	933	(39.4%)	1,104	(46.6%)	2,371	(100.0%)

その他の意見

- * 市長村の設計変更においては金額の査定が厳し過ぎて適正な利潤が確保できていない。残予算ありきで、設計変更金額が決められてしまっている。
- * 工期延長に伴う管理費の増額、変更時の実勢単価を考慮していただきたい。
- * 週休二日制の現場に取り組む場合は工期が延びるので、労務単価を上げた後、工期を延長していただきたい。

⑤低入札価格調査基準の設定について(回答：社数(件)複数回答可)

国、都道府県においては「適正である」との回答が過半数を占めているが、市長村においては「適正ではない」との回答が58.4%も占めている。「適正ではない」との回答のうち「低入札価格を引上げてほしい」が全回答の3割程度と一番多い。

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	149	53.8%	326	54.2%	283	41.6%	758	48.6%
適正ではない	128	46.2%	276	45.8%	397	58.4%	801	51.4%
低入札価格を引上げてほしい	74	26.7%	162	26.9%	224	32.9%	460	29.5%
低入札価格を引下げてほしい	2	0.7%	8	1.3%	9	1.3%	19	1.2%
低入札価格設定の基準を明示してほしい	24	8.7%	49	8.1%	79	11.6%	152	9.7%
公表してほしい	28	10.1%	57	9.5%	85	12.5%	170	10.9%
合計	277	(17.8%)	602	(38.6%)	680	(43.6%)	1,559	(100.0%)

その他の意見

- * 企業間の競争が激化する中で現在の基準では適正な利潤を確保することが難しい。
- * ダンピングと言われかねない低入札をする業者にはペナルティを与えてほしい。
- * 範囲を下が0.7→0.75に変更、上も0.92ではなく0.95に変更すべき。(一般管理費0.55も0.90に引き上げるべき)
- * 調査基準価格＝最低制限価格となる事を望む。(低入札調査を廃止)
- * 事前公表の場合 低入札価格＝落札価格となっている。

⑥最低制限価格の設定について(回答：社数(件)複数回答可)

「適正である」との回答が、国においては75.7% (前年54.8%)、都道府県においても73.9% (前年46.8%)、市町村においても59.7% (前年33.2%)と改善傾向にある。

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	190	75.7%	408	73.9%	359	59.7%	957	68.2%
適正ではない	61	24.3%	144	26.1%	242	40.3%	447	31.8%
合計	251	(17.9%)	552	(39.3%)	601	(42.8%)	1,404	(100.0%)

その他の意見

- * 業者は発注者が設定した基準で競争するしかないため。
- * 予定価格の大小など、案件によって、適正とは言えない場合がある。すべての案件で予定価格の95%程度になるよう、算出式を改正してほしい。
- * 最低制限価格がまだ低すぎる。
- * 最低制限価格の算定式が全工種同じですが、工種により経費率(共通仮設費・現場管理費)が異なること、同じ工種でも工事内容に違いがあるため、工種や工事の難易度などを考慮し算定式を見直してほしい。

* 二次製品・作業員の確保が困難なので、最低制限価格での応札は不可能である。
 * 民間レベルでの感覚なら適正と思えるが、公共工事においては要求される管理の水準、作成する書類の多さを考えると適正ではなくなっている。国の工事は予決令から最低制限価格は存在しない。(低入札価格調査のみ。)

⑦新・担い手3法における発注者責任の浸透状況について

知っている	457	68.2%
知らない	213	31.8%
計	670	

A 受注者(企業)として発注者責任の内容を知っているかどうか。(回答:社数(件))

知っていると回答した受注者(企業)は62.8%を占めた。企業側の認知度の高さが伺える。

B 発注者(担当者)が発注者責任の内容を理解しているかどうか。(回答:社数(件)複数回答可)

理解していないと回答した者は、国37.3%、都道府県52.0%、市町村63.1%の順の発注者責任の内容の浸透状況となっており、全体として半数が理解していない。

区 分	発 注 者							
	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
A 担当者まで理解している	151	62.7%	251	48.0%	212	36.9%	614	45.9%
B 理解していない	90	37.3%	272	52.0%	363	63.1%	725	54.1%
合 計	241	(18.0%)	523	(39.1%)	575	(42.9%)	1,339	(100.0%)

その他の意見

- * 適切な設定変更手順がなされていない。
- * 各発注機関においては、結局おもに予算等については上級監督官庁、または立法政治の意向でしか施行できないため、民間に発注する段階においては、発注時期の平準化や働き方改革など絵空事になっている。
- * 債務負担行為の活用が前向きでない。(年度内消化重視)
- * 適正な工期設定・施工時期の平準化・適切な設計変更のどれも実行されていない。請け負いの状態である。

3. 担い手確保・育成について

①新規正社員の採用状況について(回答:社数(件))

技術者・技能労働者の採用・採用予定状況及び離職状況(全体) 令和元年度の技術者、技能労働者合計の「採用」は、42.0%、内訳は「1人採用」が75.3%、「採用なし」が58.0%を占めており、人材確保の厳しい状況が続いている。

「採用」の年代別では、10~20代が34.3%を占めているが、採用社数は僅かであり、特に女性採用者は技術者・技能労働者とも僅かとなっている。

(技術者) 令和元年度の「採用」は、45.6%、内訳は「1人採用」が77.0%を占めているが、「採用なし」が54.4%を占めており、採用の厳しい状況が分かる。女性の採用は、30年より微少だが増えており、採用予定にいたっても増えている。

「採用」の年代別では、10~20代が35.6%となっており、若者の人材確保が困難な状況が続いている。

(技能労働者) 令和元年度の「採用」は、33.2%、内訳は「1人採用」が72.8%を占めているが、「採用なし」も66.8%を占めており、厳しい状況が続いている。女性の採用は僅かとなっている。

年代別では、「採用」は10~20代が32.4%となっており、若者の人材確保が困難な状況が続いている。

(1) 技術者等採用状況

区 分	技術者			技能労働者			H30・R元平均値	
	H30年度	R元年度	R2 予定	H30年度	R元年度	R2 予定	技術者	技能労働者
1人	197	201	135	113	126	70	33.8%	24.3%
2人	62	38	102	30	34	59	8.5%	6.5%
3人	18	22	45	10	13	16	3.4%	2.3%
4人以上	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
小 計	277	261	282	153	173	145	45.6%	33.2%
採用なし	344	297	205	354	303	242	54.4%	66.8%
合 計	621	558	487	507	476	387	100.0%	100.0%

(2) 技術者等採用のうち女性採用状況

区 分	技術者			技能労働者			H30・R元平均値	
	H30年度	R元年度	R2 予定	H30年度	R元年度	R2 予定	技術者	技能労働者
1人	35	38	54	12	21	15	13.6%	6.7%
2人	3	10	11	2	1	5	2.4%	0.6%
3人	1	0	2	0	0	0	0.2%	0.0%
4人以上	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
小 計	39	48	67	14	22	20	16.2%	7.3%
採用なし	246	203	218	246	209	238	83.8%	92.7%
合 計	285	251	285	260	231	258	100.0%	100.0%

(3) 技術者等採用者の年代別採用状況

区 分	技術者				技能労働者			
	平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度	
	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	
10~20代	132	29	135	33	57	11	72	10
30~40代	84	7	72	13	51	3	61	10
50代以上	61	3	54	2	45	0	40	2
小 計	277	39	261	48	153	14	173	22
採用なし	344	246	297	203	354	246	303	209
合 計	621	285	558	251	507	260	476	231

②正規社員の離職状況について(回答:人)

区 分	平成29年度			平成30年度		
	技術者	技能労働者	計	技術者	技能労働者	計
10~20代	187	63	250	216	66	282
30~40代	130	63	193	141	82	223
50代以上	104	64	168	113	97	210
定年退職	105	45	150	118	46	164

③入職後何年目の離職について(回答:社数(件))
 定年退職以外に数年で離職してしまう現状が分かる。

1年以内	131 社
2~3年以内	260 社
4年以上	236 社

④どこからの新規正規社員の採用について(回答:社数(件)複数回答可)

区 分	回答社数	割合
1 大学新卒者	177	14.8%
2 高校又は専門学校の新卒者	312	26.1%
3 縁故採用	284	23.7%
4 ハローワーク又は派遣会社	413	34.5%
5 建設業振興基金等の緊急育成事業等	10	0.8%
合 計	1,196	100.0%
新卒者累計(1~2)		40.9%

その他の意見

- * 中途求人サイト
 - * 新聞・求人誌
 - * 社員の知人、友人
 - * 過去は卒業した高校からの紹介もあったが、今は各高校へ出向いて求人をお願いするが、担当教師の態度が建設業に対し冷たい。
 - * 紹介会社・中途採用イベント
 - * インターネットによる募集
- ⑤離職の主な理由について(回答:社数(件)複数回答可)
 離職の主な理由は、「人間関係(社内・社外)のため。」、「休暇が少ないため。」、「給与への不満があるため。」の順となっている。

区 分	回答社数	割合
1 給与への不満があるため。	193	21.8%
2 労働時間が長い。	148	16.7%
3 休暇が少ない。	202	22.9%
4 作業がきつい。	177	20.0%
5 人間関係(社内・社外)のため。	311	35.2%
6 結婚・育児・介護のため。	46	5.2%
合 計	884	100.0%

⑥担い手確保のための取組について(回答:社数(件)複数回答可)
 担い手確保のための取組は、「資格取得の支援をしている。」、「インターンシップを積極的に活用している。」、「入社後一定期間の研修を実施している。」、「毎年計画的に若い世代(10代・20代)を採用している。」の順となっている。

区 分	回答社数	割合
1 毎年計画的に若い世代(10代・20代)を採用している。	173	14.8%
2 就職イベント会場等で建設業(会社)のPRをしている。	169	14.5%
3 インターンシップを積極的に活用している。	203	17.4%
4 資格取得の支援をしている。	538	46.2%
5 入社後一定期間の研修を実施している。	173	14.8%
6 地域の交流会等へ若手を参加させている。	82	7.0%
合 計	1,165	100.0%

⑦外国人労働者について(回答:社数(件))
 「外国人労働者がいる」との回答の内訳は、1人 17社・2人 16社・3人 20社で少数の会社が多くを占めた。

区 分	回答社数	割合
1 いる	74	12.2%
2 いない	584	87.8%
合 計	665	100.0%

4. 働き方改革関連事項

①時間外労働時間の実態について(回答:社数(件))

区 分	回答社数	割合
1 大変多い	133	19.9%
2 減少傾向	443	66.4%
3 なし	91	13.6%
合 計	667	100.0%

①-2 時間外労働時間の主な発生原因について(回答:社数(件)複数回答可)

時間外労働時間の主な発生原因は、「煩雑な書類作成」、「人手不足」、「自然条件(雨天等)」、「適正な工期の発注でない」の順となっている。

区 分	回答社数	割合
1 人手不足	388	27.3%
2 工程管理の不備	63	4.4%
3 適正な工期の発注でない	196	13.8%
4 発注条件確定の不備	112	7.9%
5 自然条件(雨天等)	229	16.1%
6 煩雑な書類作成	433	30.5%
合 計	1,421	100.0%

②週休二日制の取り組みについて(回答:社数(件))
 週休二日制の取り組みは、「今後取り組むことを検討している」(54.3%)を合わせると9割以上となっている。

区 分	回答社数	割合
1 週休二日に取り組んでいる	242	36.3%
2 今後取り組むことを検討している	362	54.3%
3 今後も取り組む予定はない	63	9.4%
合 計	667	100.0%

「今後も取り組む予定はない。」の理由

- * 日給月給の作業員の給与が減少するため。また、工事によって工期の余裕が違ふ。
- * 現場作業は、天候による遅れの可能性が高いので、休んでいては、工期に間に合わない。忙しくない時に休んでもらうしかないのが現状です。しかし、世論に影響され導入せざるを得ないのかもしれない。



交通安全員は、供用開始された現道上あるいは隣接して工事を行う場合など、道路上での危険の防止と交通安全と円滑を確保するため、必要人数が設計上とされている。

設計に計上されているものの、まずその手配が極めて難しく、ほとんどの場合、受注者の発注単価が設計単価を超えるケースが多いのが交通誘導員だ。人手不足の中、必要と思えないような場

安全確保も柔軟に考える時

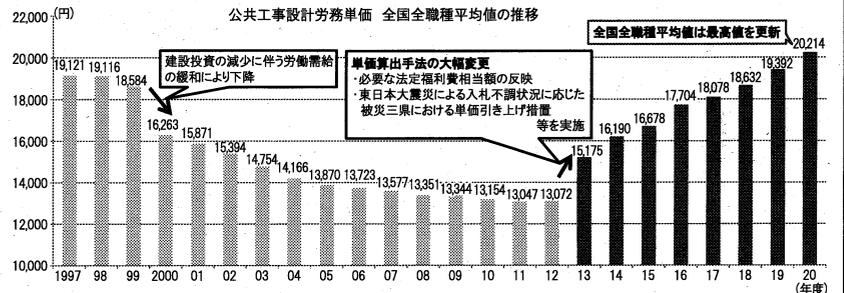
交通安全員は、供用開始された現道上あるいは隣接して工事を行う場合など、道路上での危険の防止と交通安全と円滑を確保するため、必要人数が設計上とされている。

設計に計上されているものの、まずその手配が極めて難しく、ほとんどの場合、受注者の発注単価が設計単価を超えるケースが多いのが交通誘導員だ。人手不足の中、必要と思えないような場

一般社団法人 愛知県土木研究会/鈴木康仁

鈴木康仁

労務単価 2.5%増過去最高



国交省 8年連続増 平均2万円突破

国土交通省は3月から適用する「公共工事設計労務単価」を公表した。全国の全職種平均(単純平均値)伸び率は2.5%。9年3月比は2.5%。増加は、法定福利費相当額の加算などで大幅な引き上げとなった2013年度から8年連続。全職種の平均金額(加重平均値)は2万0214円で、労務単価の公表を開始した1997年度以降で最高値となった。

通常、前年調査に基づく新労務単価は4月から適用されるが、今年度補正予算の円滑執行を目的に前倒しした。

今回の新労務単価は、伸び率で四国地方を筆頭とする有給休暇の取得義務化に前倒しした。

会員からの投稿 人手不足 なぜ交通誘導員をつけなければならないのか

特定技能資格で就労でき、残り5職種は技能実習の実績があるため、海外試験合格者のほか技能実習生から特定技能への移行も可能。

特定技能受け入れは2020年度から受け入れ可能に

特定技能資格で就労でき、残り5職種は技能実習の実績があるため、海外試験合格者のほか技能実習生から特定技能への移行も可能。

3月末に施策パッケージ

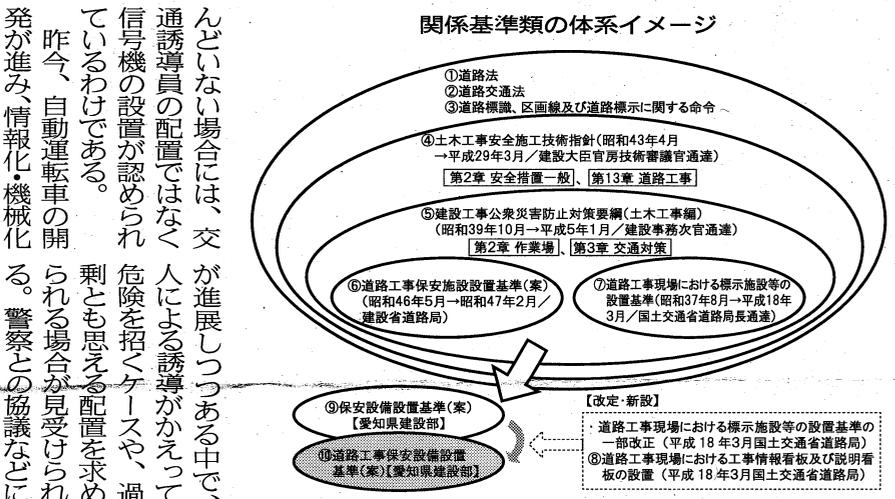
CCUS促進など柱に

国土交通省は、建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用して技能労働者の処遇改善を実現し、生産性向上につなげることを柱にした施策パッケージを3月末に発表する。

国土交通省は、建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用して技能労働者の処遇改善を実現し、生産性向上につなげることを柱にした施策パッケージを3月末に発表する。

国土交通省は、建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用して技能労働者の処遇改善を実現し、生産性向上につなげることを柱にした施策パッケージを3月末に発表する。

「人」から「機械・省力化」の検討を



人による誘導がなくてはならない場合、人が進捗しつつある中で、危険を招くケースや、過剰とも思える配置を求め、研究課題の一つとするべきではないだろうか。

- 全中建本部の行事予定
- 3月13日(金) 「正副会長会議」総務委員会「通常理事会」
 - 5月14日(木) 「正副会長会議」通常理事会「コトヤード・マリオート」
 - 6月12日(金) 「正副会長会議」通常理事会「定時総会」懇親会「コトヤード・マリオート」

求人企業募集中!!

建設業で働きたいと真剣に考えている職業訓練修了者を紹介します。

GET

厚生労働省 建設労働者緊急育成支援事業 建設業 WELCOME!

建設業限定!!

職業訓練修了者を建設企業に紹介し、採用につなぐ支援システム

現場で必要となる基礎技能・技能資格を取得した求職者を紹介

GET

国の事業だから安心の紹介・採用料0円

平成31年度は1年間で1000人の職業訓練参加者を募集

建設業で働いてみたいという離転職者、新卒者、未就職卒業生等を対象に、全国各地で職業訓練を実施し建設業に従事するために必要な各種資格の取得、基礎的スキルを習得していただき、建設業への就職に結びつけます。5カ年計画の最終年度になります。

応募 職業訓練 資格取得 現場見学等 就職先を紹介 建設業で活躍

求職者の職業訓練の申し込み/企業登録・採用申し込みは下記ホームページまたはお電話にて

代表窓口 (一財)建設業振興基金 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 03-5473-4589

ホームページ http://www.kensetsu-kikin.or.jp/kunren/